

教保体第342号
令和2年6月16日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長

} 様

埼玉県教育局県立学校部参事兼保健体育課長

感染症による出席停止に係る診断書等の取扱いについて（通知）

標記について、これまで昭和57年7月10日付け教保第609号にて対応をお願いしてきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の観点及び、専門家からの御意見を踏まえ、下記により取り扱うこととします。

つきましては、各学校において、適切に御対応くださるようお願いいたします。

また、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校へ周知してくださるようお願いいたします。

なお、これに伴い、昭和57年7月10日付け教保第609号「伝染病による出席停止に係る診断書等の取扱いについて」は廃止とします。

記

1 出席停止後、登校する際の診断書等の取扱いについて

- ・ 登校再開にあたり、治癒証明書等の提出を求めないこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についてはいまだ解明されていないことが多い感染症であり、医学的知見からも、治癒の証明はできないとされている。
- ・ PCR検査結果（陰性）は、治癒証明の代わりにはならないことから、これについても提出を求めないこと。

2 発熱等の風邪症状により休んでいる児童生徒の登校可能となる目安について

- ・ かかりつけ医等、医師の診断に基づき、登校の可否について判断する。
- ・ 必要に応じ、学校医等に相談して指導助言を受けるなど、適切に対応する。

健康教育・学校安全担当 熊木 美香
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp